

2026年10月1日

各 位

株式会社 山口フィナンシャルグループ

採用活動におけるハラスメント防止に向けた取り組みについて

山口フィナンシャルグループ（代表取締役社長CEO 棕梨 敬介）は、当社グループの採用活動におけるハラスメント防止に向け、「採用活動におけるガイドライン」を制定するとともに、相談窓口を設置しましたので、下記のとおりお知らせします。

記

1. 背景・目的

当社グループは、パーパス「地域の豊かな未来を共創する」の実現に向け、地域の未来を担う人財となる求職者等※が安心して当社の選考等を受けられる環境を整備するため、採用活動におけるハラスメントの防止に向けた体制を整備しました。

※求職者等：求人への応募者に限らず、会社説明会やインターンシップ等に参加する方も含みます。
また、新卒採用のみならず、経験者採用やパート採用の応募者も対象となります。

2. 取組内容

①「採用活動におけるガイドライン」の制定

採用活動に携わるすべての役職員を対象に、求職者等と接する際の行動基準を別紙のとおり定めました。

ハラスメントや差別的な質問等の禁止事項のほか、面談方法や連絡手段、個人情報の取り扱い、公正な採用選考に関するルールを定めました。また、事案発生時の対応についても明確化しています。

②相談窓口の設置

求職者等がハラスメントに関して相談できる窓口を、社内（コンプライアンス統括部）および社外（提携弁護士）に設置しました。

相談内容や相談者のプライバシーには十分配慮するとともに、相談したことを理由として不利益な取り扱いを行いません。なお、窓口の連絡先等は別紙に記載しています。

③役職員への啓発

採用活動に携わるすべての役職員に対し、採用活動におけるハラスメント防止に関する研修・啓発を実施します。

以 上

【本件に関するお問い合わせ先】

山口フィナンシャルグループ 人財支援部

担当：土井 TEL：070-1215-1372

採用活動におけるガイドライン

当社は、求職活動を行う方（以下「求職者等」という。）が説明会・インターンシップ・面談・選考等、当社との採用に関わるすべての機会において安心して参加できるよう、「採用活動におけるガイドライン」を定め、採用活動に携わるすべての役職員がこれを遵守することを宣言します。

1. 禁止行為

当社の採用活動において、以下の行為（これらに類する行為を含む。）を禁止します。

① セクシュアルハラスメント

- ・ 身体的特徴や外見に関する不適切な発言・行為
- ・ 交際関係・婚姻状況・性的指向に関する質問
- ・ 身体への不必要な接触

② パワーハラスメント

- ・ 内定・選考を条件とした過度な要求や強制
- ・ 脅迫・威圧的な言動
- ・ 他社の選考辞退・現職の退職・自社への入社を強要する行為（いわゆる「オワハラ」）

③ 差別的行為・不適切な質問

- ・ 出身地・家族構成・家族の職業・学歴・思想・信条・宗教に関する質問
- ・ 性別・年齢・国籍・障がいの有無に基づく差別的な取り扱い

④ プライバシーの侵害・不適切な連絡

- ・ 個人の SNS（LINE・Instagram・X 等）や私用電話を通じた連絡
- ・ 業務時間外の連絡
- ・ 採用目的以外での個人情報の利用
- ・ 求職者等の同意のない現職の勤務先への連絡

2. 採用活動における遵守ルール

採用活動に携わるすべての役職員は、以下のルールを遵守します。

項目	ルール
面談場所	当社施設・学校施設・オンライン会議・その他当社が指定する場所のいずれかに限定
面談時間	原則として日中（業務時間内）に限定
連絡手段	会社のメールアドレス・業務用電話に限定（個人の SNS・私用電話の使用禁止）
個人情報	取得した個人情報は採用活動の目的のみに使用し、人財支援部が適切に管理
面談の実施 ・ 管理	求職者等からの当社社員への面談要望は人財支援部が受け付け、同部の依頼を受けた対象社員が実施する。上記以外の方法で個別に面談を行う場合は、事前に同部への報告を義務付ける。また、人財支援部が指定するシステムを通じて行うリクルーター面談は、システム上で管理されることから別途の報告を要しない。

3. 公正な採用選考の実施

当社は、求職者等の能力・意欲・個性を正當に評価する公正な採用選考を実施します。本人に責任のない事項（家族の職業・出身地等）を選考基準とせず、思想・信条・宗教・社会的活動等への参加状況を問いません。

4. 相談窓口

採用活動を通じてハラスメントと感じた事象があった場合や、不適切な対応を受けた場合は、以下の窓口にご相談ください。

相談内容の秘密は厳守し、相談者の同意なく第三者に開示することはありません。相談を受けた場合は、関係者のプライバシーに配慮したうえで、速やかに事実確認を行い、必要に応じて被害者への配慮、再発防止および社内規程に基づく対応を行います。また、相談や事実確認への協力を理由として、不利益な取り扱いを行うことはありません。

＜社内窓口＞ ※受付時間 平日 8:30～17:30

山口フィナンシャルグループ コンプライアンス統括部

メール : ymfg-hotline@ymfg.co.jp

電話番号 : 083-223-5529

＜社外窓口＞ ※受付時間 平日 9:00～12:00、13:00～17:00

弁護士 千綿 俊一郎

メール : yamaguchi-madoguchi@1933yt-lo.com

電話番号 : 092-715-1770

弁護士 平谷 優子

メール : yamaguchi-madoguchi2@hikarilaw.jp

電話番号 : 082-228-3637

弁護士 波多江 愛子

メール : yamaguchi-madoguchi3@akatsukilaw.jp

電話番号 : 092-771-5034

弁護士 濱本 信成

メール : yamaguchi-madoguchi4@fukuyama-lo.com

電話番号 : 082-208-3577

5. 実効性確保に向けた取り組み

当社は、本ガイドラインの実効性を確保するため、以下の取り組みを継続的に実施します。

- ・ 採用活動に携わるすべての役職員への本ガイドラインの周知
- ・ 就活ハラスメント防止に関する研修の実施
- ・ 本ガイドラインの定期的な見直しと改善

以上